

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所くぼかわ 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意見及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った、適正な居宅支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び助言並びに外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわ
- (2) 所在地 高知県高岡郡四万十町茂串町11番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し利用者等に、その内容を説明するほか事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
- (3) 介護職員（ホームヘルパー） 常勤換算2.5名以上
介護職員は、居宅介護の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名（本会事務職員兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
毎日（1月1日から1月2日までは、休業とする。ただし、緊急の場合を除く。）
- (2) 営業時間
午前7時から午後9時までとする。

(実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、四万十町全域とする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

(事業の内容及び利用料金)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助。

- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

2 指定居宅介護を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

3 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

4 前条の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を利用者等から徴収できる。

5 前項の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等に対して説明を行い、同意を得る。

6 利用者負担金徴収方法

利用者負担金は、利用月の月末締めで1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求する。同月末

までに、原則として口座引落としとする。ただし、口座引落とし以外の徴収方法を希望する場合は指定口座振込み又は現金支払いとする。また支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に複数の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けたとき指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス費用基準額から法第29条第3項の規定により算定された介護給費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

(秘密保持)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。

2 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(緊急時における対応)

第11条 利用者等の心身の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は協力医療機関に連絡をとり、適切な措置を講ずるとともに、利用者等の家族及び市町村等関係機関等に連絡し、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 提供した居宅介護に関する利用者又はご家族等からの苦情又はハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により高知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は高知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(衛生管理)

第13条 職員は、事業を提供するにあたり、必要な設備、備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に留意しなければならない。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者等に対する事業の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、又は当該利用者にかかる居宅介護支援事業者及び関係機関に連絡を行い、管理者に連絡をし、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者等に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための虐待防止、権利擁護、介護予防等の事項に関して研修の機会を随時設け、業務体制を整備する。

2 事業所は、他の指定居宅介護事業者等に対して利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

3 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存する。

(業務継続計画)

第18条 事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅支援事業の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第19条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努める。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。（平成18年9月19日一部改正）

附 則

この規程は、平成18年12月26日から施行する。（平成18年12月26日一部改正）

附 則

この規程は、平成26年4月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月25日一部改正)

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行する。(令和3年6月3日一部改正)

附 則

この規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年5月9日一部改正)

